

一政治資金に関する国民裁判員資格試験問題一 '09/3/26, 30.

大久保秘書公判になれば, 国民裁判員審判。以下問題に挑戦して下さい。要するに何処に犯罪性が成立するのかが焦点だろう。常識理念としてその本質は賄賂性であるはずだが。

[1]: 政治資金と公開政治資金収支報告書

(虚偽記載性の有無判定)

「公開収支報告書＝政治家への金が何処から何処へいくら使用された？」。

入	<p>(1)国会議員歳費＝年収概算で3080万円＋文書通信交通滞在費月100万円x12＝4280万。 (2)公設秘書費用概算＝2300万円、(3)所属各会派・政党に「立法事務費」議員1人65万 (4)政党助成金：国民1人当り年間250円の額、2007年総額約319億4000万円。 半分は政党議員数割り、もう半分は直近国政選挙得票率割。</p> <p>(5)政治家献金：(a)個人献金, XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX (b)団体献金(非企業), XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX</p> <p>*今回は之の偽記載有無が一つ争点。献金者が非企業人(今回は西松OBならばOK!)、 かつ正式な政治団体、かつXX団体と申し入れすればその通り記載でOK! *企業献金実態は与党自民が圧倒的な現実!(参考資料(1)),</p>
出	<p>(1)議員事務所経費＝ (2)選挙活動費用＝ (3)XXXXXXXXXXXXXXXXXX、(4)XXXXXXXXXXXXXXXXXX (5)内部留保：</p>

[2]: 政治家職務権限と立法行政不法活動(賄賂性の判別)：

「政治家が如何なる職務権限にあり, どんな企業利益供与立法行政活動等に関与したか？」。

某政治家 職務権限	与党政治家閣僚等の地位//野党政治家＝行政権限地位
日時場所 XXXX	<p><u>立法活動(議会記録)、行政権限発動*</u>(行政記録：公共事業者, 事業内容記録)、 XXXXX *3/24検察起訴説明では之の言及は皆無だが、悪質と断定。</p> <p>☞：今回事件が冤罪とする論者視点は偽献金請求書の存在言及(漆間発言)。</p>

[3]:国民裁判員資格予備試験問題:

上記証拠資料[1][2]が真実(証拠証言)ならば即判定可能でなければならないのが法論理!

如何なる論理が成立すれば、有罪、無罪になるか?。

一公判争点一

- (1)物証(偽献金請求書(漆間発言)の証拠文書とか、行政-企業記録文書)、
 - (2)証言(長期拘留にある容疑の献金受領者, 検察に脅迫されてる逮捕献金者)、
 - (3)法適用の平等性問題: 企業献金は自民の方が圧倒的に多い、なぜ小沢だけ突出逮捕?、
- 以上の**冤罪成立危険性が高い状況で国民審判員が真偽性判定!!**。

参考資料:

- (1)2007年政治資金収支報告書によると自民党本部と支部合計献金総額(約224億円)
企業・団体献金=41%(約93億円)、個人献金=25%(約56億円)。

<<http://www.yomiuri.co.jp/politics/news/20090318-OYT1T00952.htm>>

(2)法律素人の感想:

現黒宣伝マスコミは「小沢説明責任が果たされていない」に集中するが、承知でいながら判らない素振り, 国民に上記[1][2]論理を説明しない**国民大規模愚弄宣伝**である!!.

[1]では相手の申し出に従って記載ならば無罪、当時団体も正式団体認可にあった。

[2]は立証困難、24日起訴声明前に多忙地方検事が特捜に支援要請で多数が招請された。

だが24検察声明では贈収賄性に関する**具体証拠言及は大事件にも関わらず皆無**。

検察も法論理を曲げての一途小沢黒宣伝の**国民大規模愚弄捜査**、

総じて下記 [website](#) の2009/1/17日予言通り, 麻生-漆間-樋渡の政府官権大謀略である。

<小沢一郎を守れ<西松建設事件は政権交代を阻止するために「亡国の人物」が用意した国策捜査か?>, 2009年1月17日。(何と事件2ヶ月前の予言!!!)

<<http://groups.yahoo.co.jp/group/onoderakouichi/message/572>>

☞: 問題本質は賄賂性と私腹化, 小沢公開政治資金は殆ど政権獲得への選挙投入、政治理念
政権交代実現へ向け一途仕事=政治資金収集が逆に災いで西松違法原資を掴まされた。
他方で企業献金大方は自民、一体誰が真の悪党か!!、真相は逆さまなのだ。筆者は
Obama 選対の e-mail を長期受信, 毎日が政治献金要請である。金無用選挙が必要だが。